

令和元年第3回 飯塚市議会会議録第1号

令和元年6月20日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第1日 6月20日（木曜日）

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（1）所管事務の調査について

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（1）所管事務の調査について

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（1）所管事務の調査について

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（1）所管事務の調査について

第5 議案の提案理由説明

1 議案第78号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)

2 議案第79号 令和元年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)

3 議案第80号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

4 議案第81号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

5 議案第82号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

6 議案第83号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

7 議案第84号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

8 議案第85号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

9 議案第86号 飯塚市交流センター条例及び飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例

10 議案第87号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

11 議案第88号 飯塚市健幸プラザ条例の一部を改正する条例

12 議案第89号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

13 議案第90号 いいつかスポーツ・リゾート条例

14 議案第91号 飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

15 議案第92号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例

16 議案第93号 市道路線の廃止

17 議案第94号 市道路線の認定

18 議案第95号 専決処分の承認(令和元年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

これより、令和元年第3回飯塚市議会定例会を開会いたします。

会期決定の件を議題とします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日から7月4日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から7月4日までの15日間とすることに決定いたしました。

行政報告に入ります。市長。

○市長（片峯 誠）

本日、令和元年第3回市議会定例会を招集するに当たり、3月以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供したいと存じます。

まず、総務部について報告いたします。

交通安全につきましては、5月14日に、「春の交通安全県民運動 飯塚地区住民大会」をコスモスコモンで開催し、地域住民や関係機関から約550人が参加されました。

5月11日から20日まで地域住民、ボランティアほか関係者による早朝街頭指導を実施し、通園、通学中の児童・生徒や高齢者などに対する交通安全指導を行いました。今後も飲酒運転の撲滅、交通事故の根絶に向け、より一層の取り組みを推進してまいります。

消防団につきましては、5月12日に中継放水訓練や応急処置訓練を実施し、出水時の防御技術並びに応急措置技術の向上を図りました。

4月末からの大型連休中の対応につきましては、市民の皆様の暮らしに大きな影響が生じないように、5月1日、8時30分から17時15分まで、「市民課」、「医療保険課」、「子育て支援課」、「高齢介護課」、「社会・障がい者福祉課」、「生活自立支援相談室」の6つの窓口を臨時開設いたしました。また、働く保護者のニーズに対応するため、4月30日から5月2日までの3日間「全児童クラブ」の19カ所の開所及び「公立保育所・こども園」の3施設での休日一時預かり保育を行いました。市立病院につきましては、4月30日と5月2日の2日間、開院いたしました。

次に、行政経営部について報告いたします。

地方創生を応援する企業版ふるさと納税につきましては、飯塚国際車いすテニス大会への支援について、平成30年11月から令和2年3月までの2カ年で取り組んでおり、現在までに5者365万円の寄附をいただき、本年のテニス大会に合わせ、筑豊ハイツテニスコートの公衆無線LAN設置等に活用させていただきました。残りの期間につきましても、さらに多くの企業の応援をいただけるよう取り組んでまいります。

東京パラリンピック事前キャンプ支援につきましては、4月29日に飯塚国際車いすテニス大会に出場した南アフリカ共和国の車いすテニス選手団4名と事前キャンプ支援のボランティアスタッフ12名で陶芸体験や日本食文化体験等の文化交流を行い、相互理解を深めました。

また、6月1日に東京2020オリンピック聖火リレーのルートが公表され、本市が令和2年5月13日に行われる聖火リレーのルートの一つとして選ばれました。

次に、市民協働部について報告いたします。

筑穂庁舎内の「飯塚市筑穂ふれあい交流センター」につきましては、住民のふれあいと交流の場として活用するため、平成25年からホールや研修室等を整備してまいりましたが、本年3月に全ての整備工事が完了しました。

4月7日イオン穂波ショッピングセンターにおきまして、飯塚国際車いすテニス大会35周年記念応援フェスを開催しました。劇団アフリカによるパフォーマンスや飯塚高校製菓コースの生徒によるスイーツを初めとするさまざまなブースが出展され、延べ1千人の方が会場を訪れ、大いに賑わいました。

また、「天皇杯・皇后杯 飯塚国際車いすテニス大会」が4月23日から28日までの6日間の日程で開催されました。延べ7100人の観客が来場され、市民ボランティアの皆さんとともに市職員も支援を行いました。

次に、市民環境部について報告いたします。

4月1日に飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町により新たに「ふくおか県央環境広域施設組合」を設立し、これまで直営で行っていたごみ・し尿の処理施設、火葬場も含めて管理運営を開始しました。

環境月間の取り組みとして、5月22日に市職員が庁舎、出先機関周辺、遠賀川河川敷の一斉清掃を実施しました。

また、地球温暖化対策の一環として、6月1日に本庁舎2階屋上広場において「緑のカーテンエコプロジェクト」を開催し、120人の参加者とゴーヤの植えつけを行いました。今後も環境に関する取り組みの啓発と推進を行ってまいります。

次に、経済部について報告いたします。

「アジア経済交流推進事業」につきましては、4月9日から15日にかけて、タイのバンコク並びにベトナムのハノイを訪問し、技能実習生の送り出し機関との意見交換や教育訓練施設等を視察してまいりました。今後、地域経済の活性化の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

4月22日、23日に外務省との共催で駐日外交団による地方視察が行われました。世界11カ国16名の駐日外交団が本市を訪れ、飯塚国際車いすテニス大会の視察を初め、飯塚高校製菓コースの学生との交流や市内観光により、本市の魅力を大いにPRすることができました。

「グローバル人材育成研修事業」では、3月25日から9日間の日程で、中高生20名、随員4名が、サニーベール市を訪問しました。5月12日の帰国報告会では、70人に及ぶ参加者の前で、研修生自らがホームステイや学校訪問を通して学んだ外国と日本の生活習慣、文化、考え方の違いなどについて発表しました。また、6月14日から7日間の日程で、サニーベール市の中高生20名、随員5名が来飯し、同様にホームステイや学校訪問を行うことで、友好の絆をさらに深めることができました。

旧伊藤伝右衛門邸におきまして、4月18日から5月21日まで、「端午の節句・飯塚2019」を開催しました。今回は、端午の節句を祝い、大広間にて「座敷戦場絵巻」を再現したほか、宮中に伝わる「檜兜」などを展示し、期間中約6400人の観覧者がありました。

次に、福祉部について報告いたします。

5月21日に定住化促進事業の一環として、婚活支援事業を展開するNPO出会いサポートセンターJUNOALL本部、事業の運営を行う株式会社福岡ソフトウェアセンター、飯塚市の3者で「出会いサポートセンター協定」を締結しました。

4月から、立岩地区、鯉田地区、菰田地区、穂波東地区の4地区について、新たに地域包括支援センターを設置し、既に設置済のセンターとあわせ、市内全域11カ所において各地域の高齢者への支援体制の充実に向けた取り組みを進めております。

また、小中学校の児童生徒が認知症について正しく理解し、身近な高齢者に思いやりやいたわりの心を育むことを目的として、その学びのための教材となる「認知症教本」を教育部局との協働により作成し、今年度より各小中学校において活用することとしております。

4月2日から7日まで、発達障がいや自閉症の啓発を目的として「Warm Blue IIZUKA実行委員会」と共催で、本庁舎を青色にライトアップしました。点灯式には、約200名の参加があり、発達障がいや自閉症に対する正しい理解を広める機会となりました。

次に、都市建設部について報告いたします。

飯塚市新体育館及び飯塚市卸売市場につきましては、国、県との協議を重ね、新体育館に係る特別用途地区の変更及び卸売市場の変更について、飯塚市都市計画審議会での付議を経て、都市計画決定を行い、事業の推進に努めました。

また、浸水対策につきましては、国・県等関係機関と協議を重ね、遠賀川本川の河道掘削工事、庄司川橋のかけかえ工事、建花寺川の堤防かさ上げ工事が進められております。

次に、教育委員会について報告いたします。

6月10日に、市立小中学校29校において、保護者や地域、学生ボランティアの皆さんなどの参加協力のもと「学校開放日」を開催しました。また、飯塚日新館小中学校もあわせて「学校開放日」を開催しました。

4月21日に、「飯塚市子ども会指導者連絡協議会」と協力して、昨年7月の豪雨災害による被災地支援のチャリティ事業を兼ねた「飯塚市子ども祭」を開催し、会場のコスモスコモン前広場は、約2千人の来場者で賑わいました。

県指定史跡「川島古墳」、「小正西古墳」において、4月20日から2日間、周辺市町と連携した「遠賀川流域の古墳同時公開事業」を実施し、市内外から多くの見学者が訪れました。

「飯塚新人音楽コンクール」は、5月3日から5日まで、コスモスコモンで予選が行われました。本年度は、ピアノ部門に37名、声楽部門に50名の参加があり、ピアノ部門で17名、声楽部門で16名が選出され、6月2日の本選において入賞者が決定されました。

終わりに、企業局について報告いたします。

水道事業につきましては、「北ノ浦・古野線配水支管布設及び布設替工事」ほか1件、諸施設改良として「太郎丸浄水場送水ポンプ井補修（その1）工事」を発注し、順次着工しております。

下水道事業につきましては、面整備事業として「目尾鯉田汚水幹線管渠布設（13工区）工事」ほか1件を発注し、順次着工しております。

また、6月7日から小学4年生を対象に上下水道の仕組みなどを紹介する出前授業を開催しており、10月までに市内16校で実施を予定しております。

以上が、3月市議会定例会以降、本日までの事務事業の概要であります。

本定例会に提案申し上げます案件は、補正予算議案2件、条例議案13件、人事議案1件、専決処分の承認議案1件、その他の議案2件、報告17件であります。

それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。行政報告を終わります。

○議長（上野伸五）

常任委員会に付託していただきました「所管事務の調査について」を議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。23番 瀬戸 光議員。

○23番（瀬戸 光）

総務委員会に付託されています所管事務の調査についての審査結果を報告いたします。

本件については、執行部から資料の提出を受け審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、人事課所管の会計年度任用職員に関して、法改正により、市の嘱託職員及び臨時職員が、来年4月1日から会計年度任用職員に移行することになるが、今後のスケジュールはどのようになっているのかということについては、9月定例会に関連する条例案を提出し、議決いただければ、それ以降に各所属長を初め、職員に周知し、年末年始にかけて職員の募集を開始したいという答弁であります。

この答弁を受けて、対象職員には早めに説明し、スムーズに移行できるよう努めてほしいとの要望が出されました。

次に、秘書課所管の音楽大学設立調査に関して、昨年11月にアンケート調査を実施したとのことだが、その対象や内容、結果はどのようになっているのかということについては、昨年

11月25日にイイヅカコスモスコモンで開催された第42回全九州高等学校音楽コンクールにおいて、出場校の生徒及び先生を対象としてアンケートを実施した。福岡県内に音楽大学が設立された場合についてという設問で、興味があるという生徒の割合が60%、受験する可能性があるという生徒が14%であったという答弁であります。

次に、市長は以前、音楽大学設立については2019年度中に市としての判断を示すと発言しているが、その考えは変わってないのかということについては、基本構想を取りまとめている中で、教授陣や学生を継続的に集めることができるのかどうか、また、学校法人の選定及び設立資金の確保などの諸問題に関して設立の会と十分協議を行い、今年度中に市としての判断をしなくてはならないと考えているという答弁であります。

次に、選挙管理委員会事務局所管の各種選挙及び国民審査の管理執行に関して、選挙におけるポスター掲示にはどのような制限があるのかということについては、選挙運動用のポスターは、立候補届け出の日から投票日まで、選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に掲示することができ、それ以外の場所に掲示することはできないという答弁であります。

次に、ポスター掲示場以外の場所にポスターを掲示することは法に違反し、平等性、公平性に欠けるものだが、選挙管理委員会がそれを確認したときは、どのように対応するのかということについては、まず現場を確認し、違反の可能性が高いと判断した場合は、当該ポスターの掲示責任者に警告し、その後、撤去されたかどうかを確認するが、再三の警告にもかかわらず撤去されない場合は、文書をもって撤去を命じる。それにも従わない場合は、2年以下の禁錮または50万円以下の罰金に処せられる場合があるという答弁であります。

次に、選挙後、当選した議員が有権者に対して礼状を出してよいのかということについては、公職選挙法において、選挙期日後に支援などに対する礼状の頒布や掲示については、自筆の信書及び祝辞や見舞いなどのお礼のための信書を除き、禁止されているという答弁であります。

この答弁を受けて、議員が公職選挙法に違反することのないよう、選挙管理委員会から議員に対して周知すべきであるとの指摘がなされました。

以上のような審査の後、本件については調査終了とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。所管事務の調査についての委員長報告は、調査終了であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

福祉文教委員長の報告を求めます。17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

福祉文教委員会に付託を受けています所管事務の調査について審査結果を報告いたします。

本件については、執行部から資料の提出を受け審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、子育て支援課所管の要保護児童連絡協議会に関して、特定妊産婦への適切な支援とあるがどのようなものかということについては、家庭児童相談室と保健センターで情報を共有し、子育てに関する相談やアドバイスなど継続的なサポートを実施しているという答弁であります。

次に、赤ちゃんすくすく元気相談訪問と新生児訪問相談に関して、どのような違いがあるのかということについては、赤ちゃんすくすく元気相談訪問は、生後4カ月までの乳幼児がいる全て

の家庭を訪問し、養育環境を把握することで支援が必要な家庭に対して行う相談業務である。新生児訪問相談は、母子手帳の発行段階で、育児をする上で支援が必要と判断された場合に保健師が訪問して行う相談業務であるという答弁であります。

次に、保育体制強化事業及びキャリアアップ研修に関して、それぞれどのような事業なのかということについては、保育体制強化事業は、清掃、給食などの周辺業務に対して補助を行い、保育業務を軽減することで保育士の離職防止を図るものであり、キャリアアップ研修については、保育現場におけるリーダー的職員を育成する研修であるという答弁であります。

この答弁を受けて、保育士の離職を防止するためには、経済的な面での補助だけでなく、充実した研修を行うことが必要であるとの意見が出されました。

次に、社会・障がい者福祉課所管の民生委員・児童委員の現状に関して、民生委員のなり手不足が問題となっているが、委員の確保をどのように行っていくのかということについては、民生委員の活動は年々多岐にわたり、仕事と委員活動を両立することが困難な面もある。民生委員・児童委員協議会では、委員候補者の選出を今年度の事業計画の重点目標としており、なり手不足の解消に努めていくという答弁であります。

次に、学校教育課所管の放課後児童健全育成事業に関して、児童クラブの所管が子育て支援課から移管されたことによりどのような成果があったのかということについては、児童クラブと小学校との情報交換が定期的に行われるようになり、児童に関する情報の共有化が一層進んでいる。また音読や朗唱の知識面だけでなく、体力向上のためのスポーツ的要素を取り入れた縄跳びなどが積極的に行われているという答弁であります。

次に、学校と障がい児放課後デイサービスに関して、障がい児が利用する放課後デイサービスと学校との連携はどのようになっているのかということについては、基幹相談支援センター、放課後デイサービス及び学校間でのケース会議を実施しているという答弁であります。

この答弁を受けて、放課後デイサービスの利用者がふえたことにより、障がい児が一般の児童と交流することなく成長していくことを危惧している。児童と障がい児が交流できる放課後活動の場を提供できるよう取り組んでほしいという要望が出されました。

次に、生涯学習課所管の社会教育に関して、高齢者の活動や親子活動などの社会教育活動は充実しているが、障がい者の活動が少ないのではないのかということについては、各種活動に参加制限は設けていないため、さまざまな活動に参加してほしいと考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、障がい者をターゲットにした企画を行うなど、参加の場を広げてほしいという要望が出されました。

次に、文化課所管の旧伊藤伝右衛門邸に関して、入館者数が減少しているが、今後どのような活用を図っていくのかということについては、文化財としての価値を高め、観光資源としても活用できるよう建物の保存整備を進めている。また県内の国指定の名勝庭園を持つ自治体で構成する協議会において、庭園の保護、管理技術の向上を図るほか、庭園鑑賞の楽しみ方を広げるための情報発信を行っているという答弁であります。

以上のような審査の後、本件については調査終了とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。所管事務の調査についての委員長報告は、調査終了であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

協働環境委員長の報告を求めます。3番 光根正宣議員。

○3番(光根正宣)

協働環境委員会に付託を受けています所管事務の調査について審査結果を報告いたします。

本件については、執行部から資料の提出を受け審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、人権・同和政策課所管の納骨堂の管理に関して、昨年度、納骨堂条例を改正し一般施設とした中で、なぜ、人権・同和政策課が管理し続けているのかということについては、納骨堂は利用者による管理組合と協議しながら事業を行っており、所管する該当課もないことから、人権・同和政策課で所管しているという答弁であります。

次に、関係団体との連絡、調整、補助金について、以前より監査委員から同和関係団体への補助金交付には問題があるとの指摘がなされていたが、どのような見直しを行ってきたのかということについては、平成27年7月に飯塚市同和对策推進団体補助金交付要綱を作成し、平成30年12月には補助対象経費一覧表を追記するなどの見直しを行ったという答弁であります。

次に、部落差別解消に向けて取り組んでいる団体であれば、補助金の申請が行えるのか、また、周知の方法はどのようにしているのかということについては、申請があれば、交付対象となるかどうか審査することになる。周知については、個人が利用するといった内容の補助金ではないため、広く一般的な周知はしていないが、市のホームページで要綱等を公開しているという答弁であります。

この答弁を受け、広く周知をしていない状況の中で、特定の団体にだけ補助金が支給されている状態が続いており、事務事業として適当かどうかを考えるべきであるという指摘がなされました。

次に、集会所が自治公民館として使われている状況にある中、なぜ、人権・同和政策課が所管しているのかということについては、今後、集会所は自治会に移譲する計画を進めているが、同和对策事業で建設された経緯等を踏まえ、現在も所管しているという答弁であります。

この答弁を受け、地元移譲を進めていくのであれば、総務課やまちづくり推進課などが所管したほうが、移譲の協議が進んでいくのではないかという意見が出されました。

次に、男女共同参画推進課所管の男女共同参画プランに関して、審議会への女性の登用について、目標値を40%以上に設定しているが、取り組み状況はどのようになっているかということについては、飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱等により、委員公募の積極的な実施や委員選出区分の見直し等を行い、女性の登用に努めていくという答弁であります。

この答弁を受け、本市の女性の人口比率が50%以上であることから、具体的に年次ごとの女性委員の登用人数を示し、目標達成に取り組むべきであるという意見が出されました。

次に、健幸・スポーツ課所管の社会体育施設の維持管理及び運営に関して、新体育館及び卸売市場移転に伴い、サッカー及びソフトボール利用者の代替地については、どのように考えているのかということについては、サッカーについては、既存のグラウンドにサッカーゴールを置くことや、旧穂波東中学校等の学校跡地グラウンドの利用を検討している。また、ソフトボールについては、庄内グラウンド、庄内中学校グラウンド及び鯉田の運動広場を利用してもらうことで調整しているという答弁であります。

次に、体育施設の再編整備に伴い、柔道ができる環境についてはどのように考えているのかということについては、新体育館では専用の柔道場は確保できないが、サブアリーナにおいて、柔道場が2面は十分に確保できるよう整備する予定である。利用の際は畳を敷いてもらうことになることを柔道協会にも説明しており、今後はそれ以外の部分について、協議を進めていくという答弁であります。

次に、まちづくり推進課所管のコミュニティ施策の企画、調整及び実施に関して、筑穂地区でことし2月に試行運転を開始した買い物ワゴンが5月から運行を停止したのはなぜかということ

については、各自治会長からルート見直しの要望があり運行を停止しているが、早急に自治会長会やまちづくり協議会と協議を行うとともに、利用状況等も検証し、新たなルートで運行を再開したいという答弁であります。

この答弁を受け、運行が停止したことで困っている住民の交通手段を確保するために、緊急的に対応を検討する必要があるという指摘がなされました。

次に、地域振興課所管の地域公共交通網形成計画に関して、市民の意見はどのように把握するつもりなのかということについては、計画を策定する上で、地域と相談をしながら、地域公共交通協議会を通じて、状況を把握することになっているという答弁であります。

この答弁を受けて、各自治会や地元の老人会など、さまざまな住民の意見を聞き、素案を作成し、審議してほしいという要望が出されました。

次に、市民課所管の個人番号カード交付に関して、住民にとってメリットがあるにもかかわらず、申請率が16.8%と低い理由は何かということについては、現状としてまだ利用できる事業が少ないことが原因の一つであると考えている。今後、国においては、健康保険証とマイナンバーカードを一体とすることが計画されており、100%の取得率となるよう努めたいという答弁であります。

この答弁を受け、市民はマイナンバーカードに対する警戒感が強く不安を感じている。カード取得のメリット、デメリットについて広く説明し、市民自身に取得の判断をしてもらうべきであるという意見が出されました。

次に、医療保険課所管の子ども医療に関して、嘉麻市では子ども医療費の自己負担を無料化しているが、本市ではできないのかということについては、嘉麻市と同様の事業を実施した場合、新たに年間8千万円の財源が必要になる。限られた財源の中で、将来にわたって持続可能な制度とするため、現行の制度を継続したいと考えているという答弁であります。

この答弁を受け、本市でも政策的な決断によって事業を行うことが可能であるとする。国民健康保険税の引き下げとともに、早期に実現してほしいという要望が出されました。

次に、環境整備課所管の環境保全推進基金に関して、合併時と比較し、基金残高が半減しているが、何に使用したのかということについては、環境啓発事業、資源ごみ回収事業及び環境基本計画策定事業費等に使用したという答弁であります。

この答弁を受け、本基金はごみ袋の有料化によって積み立てられたものであるため、ごみ袋代の負担軽減のために活用すべきであるという意見が出されました。

次に、自然環境保全対策審議会に関して、白旗山のメガソーラーについては、市長及び市議会には住民合意のない開発に反対する立場を表明しているが、自然環境保全条例の目的に沿って、どのように事務事業を進めていくのかということについては、メガソーラー開発は、福岡県の林地開発にかかわる許可に基づくものであるが、事業者に対して、住民の不安を取り除くための説明会を実施するよう今後も要請していくという答弁であります。

次に、ノーバル・ソーラーが開発をしている場所は既に木が伐採されており、大雨が降れば、災害が起こる可能性があるが、どのように考えているのかということについては、防災施設をつくる工事が実施されており、この伐採が林地開発許可の条件の範囲内で行われている工事なのか、県に確認して早急に対応したいという答弁であります。

この答弁を受け、県に対して、現在の工事の状況を伝え、調査を要求すべきであるという意見が出されました。

このほか、審査の過程において、人権・同和政策課所管の解放子ども会について、健幸・スポーツ課所管の飯塚急患センターの利用について、まちづくり推進課所管の飯塚市地域まちづくり推進条例について、地域振興課所管のふるさと応援寄附事業について、医療保険課所管の国民健康保険事業について、環境整備課所管の公害防止（環境保全）協定について、環境対策課所管のごみ専用指定袋等について、及び各支所市民窓口課の住民サービスの向上についてなどの質疑

が行われ、多くの提言なり指摘がなされました。

以上のような審査の後、本件については調査終了とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。所管事務の調査についての委員長報告は、調査終了であります。委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

経済建設委員長の報告を求めます。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

経済建設委員会に付託を受けています所管事務調査についての審査結果を報告いたします。

本件については、執行部から資料の提出を受け審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、公営競技事業所所管の包括的民間委託に関して、平成27年度から民間委託を開始し、今年度が委託契約の最終年度となっているが、来年度以降はどのように考えているのかということについては、民間委託後は売上げが順調に伸びて収益が確保され、累積赤字も解消してきているので、来年度以降も包括的民間委託を実施したいという答弁であります。

次に、施設の管理及び改善に関して、今後の改修計画はどのようになっているのかということについては、昨年度から今年度にかけて設計を進めており、施設整備については、着工からおおむね3年ほどかかる見込みであるという答弁であります。

この答弁を受けて、売上げは確保しつつ、公営競技事業に従事している労働者の生活も保障しながら、工夫して改修に取り組んで欲しいという要望が出されました。

次に、産学振興課所管の工業団地に関して、今後、企業誘致にどのように取り組んでいくのかということについては、企業の多様なニーズに応えられるように情報を広く集め、今年度中に企業誘致版の空き地バンク創設を進めていくという答弁であります。

次に、産業振興ビジョンの推進について、平成15年度から15年間取り組んできた産学官連携施策であるe-ZUKAトライバレー構想はどのようになったのかということについては、平成30年3月に策定された飯塚市産業振興ビジョンに引き継がれているという答弁であります。

次に、e-ZUKAトライバレー構想と飯塚市産業振興ビジョンの大きな違いである6次産業にどう取り組んでいるのかということについては、平成29年度に女性をターゲットとした日本酒「ボン デクリック」、平成30年度には子育てママ世代をターゲットとした「ひだまり農家のリゾート」及び「ドライベジ」を開発し、2020年度までに6品目という目標を掲げ、事業を進めているという答弁であります。

次に、商工観光課所管の観光開発計画に関して、八木山地区の観光開発の進捗状況はどのようになっているのかということについては、第2次飯塚市観光振興基本計画の中で、飯塚市の主な観光資源として、八木山花木園や八木山溪流公園、龍王山や桜の名所などを記載し、今後は、隣接地域との連携による広域的観光周遊ルートの構築も含め、これらの観光資源を十分に活用した取り組みを検討することとしている。また、地元住民と協働し、案内看板のリニューアルを行ったり、来観者駐車場の確保の支援などに努めているという答弁であります。

次に、農林振興課所管の農地バンクの法改正に関連して、本市農業の振興にどう努めていくのかということについては、人と農地の問題を解決するための未来設計図である人・農地プランを、

地域に合わせて見直し、地域の中心となる個人、法人、集落営農組織などに農地の集積を行っていく必要があると考えている。今後も国、県の動向を注視し、JAなど関係団体とも協力をしながら、農業振興に努めていくという答弁であります。

この答弁を受けて、農地を集約し、貸し借りしやすい施策を検討するよう要望が出されました。

次に、住宅政策課所管の市営住宅の入退去及び使用料に関して、使用料を滞納した入居者に対し、明け渡し訴訟等の法的措置を取る場合の基準があるのかということについては、飯塚市市営住宅条例第43条第1項第2号の明け渡しの請求要件として、3カ月以上滞納したときと明記されており、入居契約者本人及び連帯保証人に催告書や最終催告書を送っても連絡がとれない、また支払う意思を見せない等の入居者に対し、契約解除の通知を行っている。それでもなお期日までに納付がなかった者に対し、福岡地方裁判所飯塚支部に住宅の明け渡しの提起をしているものであり、具体的な基準はないとの答弁であります。

この答弁を受けて、市民に説明できるような滞納者への対応方法を整理すべきであるという指摘がなされました。

以上のような審査の後、本件については調査終了とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。所管事務の調査についての委員長報告は、調査終了であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

「議案第78号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」から「議案第95号 専決処分の承認（令和元年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」までの18件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（梶原善充）

ただいま上程されました議案のうち、まず予算関連議案から提案理由の説明を行います。

「議案第78号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、一般会計・特別会計補正予算書によりご説明いたします。

7ページをお願いいたします。第1条で、既定の予算に14億2511万4千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を663億6511万4千円にしようとするものでございます。今回の補正は、当初予算編成後に発生した事由により、早急に執行すべき事業に係る経費を補正するものでございます。

第2条 繰越明許費の補正は、10ページをお願いいたします。第2表に記載していますように、「プレミアム付商品券発行等業務委託料」については、年度内の事業完了が見込めないため追加し、「私立保育所整備事業費補助金」については、年度内の事業完了が見込めない対象案件がふえたため繰越額を変更するものでございます。

第3条 地方債の補正は、同じく10ページの第3表に記載していますように、「保育所施設整備事業費」以下2件を変更するものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

23ページをお願いいたします。続きまして、「議案第79号 令和元年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、第1条で、既定の予算に137万4千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を149億8897万1千円にしようとするもので、消費税率

引き上げに伴います保険料の軽減等に係る経費を補正するものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、議案番号が飛びますが、「議案第95号 専決処分の承認」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、報告を行い、承認を求めらるものでございます。「令和元年5月31日専決」と記載されている特別会計補正予算書によりご説明いたします。

3ページをお願いいたします。「専決第3号 令和元年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、第1条で、既定の予算に50億522万3千円を追加して、歳入歳出予算の総額を212億9121万4千円にしようとするものでございます。今回の専決処分は、平成30年度決算に伴う繰り上げ充用に係る経費を補正するものでございます。以上で予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関連議案以外の議案について、説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。「議案第80号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、整備方針に基づき改正を行う22本の条例を一括して整備するものでございます。

35ページをお願いいたします。「議案第81号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、工業標準化法の一部改正に伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

39ページをお願いいたします。「議案第82号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例が改正され、福岡県公立学校職員の部活動指導業務に係る手当額の改定が行われることに伴い、これを参考にして本市教育職員の特殊勤務手当を改定するものでございます。

41ページをお願いいたします。「議案第83号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、関係規定を整備するものでございます。主な改正内容としましては、家庭的保育事業者及び保育所型事業所内保育事業における保育終了後の受け皿の提供に関する基準の緩和等を規定するものでございます。

45ページをお願いいたします。「議案第84号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもので、放課後児童支援員の要件について、現行の「都道府県知事が行う研修を修了したもの」に加え、「指定都市の長が行う研修を修了したもの」を追加するものでございます。

47ページをお願いいたします。「議案第85号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法施行令及び関係政令の改正に伴い、令和元年度及び令和2年度の低所得者に係る介護保険料を軽減するものでございます。

49ページをお願いいたします。「議案第86号 飯塚市交流センター条例及び飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」につきましては、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う使用料の改正、及びふれあい交流センターについて、市外居住者等に係る使用料の新設に伴う関係規定を整備するものでございます。

64ページをお願いいたします。「議案第87号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚東交流センター及び菰田交流センターの耐震改修に伴う室名及び面積の変更を行うものでございます。また、立岩交流センターについては、移転に伴い施設の位置を「新飯塚20番30号」から「新立岩8番13号」に変更するとともに、使用料の額等を規定するものでございます。

69ページをお願いいたします。「議案第88号 飯塚市健幸プラザ条例の一部を改正する条

例」につきましては、施設の管理運営について、指定管理者に行わせることを可能とするため、関係規定を整備するものでございます。

73ページをお願いいたします。「議案第89号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」につきましては、消費税率及び地方消費税率の改定にあわせて、軽減税率制度が導入されることに伴い、卸売業者が委託者から収受する委託手数料及び卸売業者の市場使用料の算定方法を改めるものでございます。

75ページをお願いいたします。「議案第90号 いいづかスポーツ・リゾート条例」につきましては、庄内温泉筑豊ハイツの再整備に伴い、現施設にかわる新たな施設に関する名称、位置及び利用料金等について規定するものでございます。

80ページをお願いいたします。「議案第91号 飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例」につきましては、市民公園区域をスポーツ・レクリエーション地区として特別用途地区設定を行った上で、新体育館の建設が可能となるよう建築物の規制緩和を規定するものでございます。

84ページをお願いいたします。「議案第92号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」につきましては、インフルエンザの予防接種料の額について、現行の「固定額」を「診療報酬の算定に基づき算定した薬剤料等の額を勘案して企業管理者が別に定める額」に改め、使用していない病衣貸出時の料金等を削除するものでございます。

86ページをお願いいたします。「議案第93号」と88ページの「議案第94号」の市道路線の廃止、認定につきましては、路線の見直し、寄附採納に伴い 1路線を廃止し、2路線を認定するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

提案理由の説明が終わりましたが、上程議案18件に対する質疑は、委員会付託に際して行いたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時55分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	上野伸五	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	土居幸則	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	金子加代	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	守光博正	28番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 井 桁 政 則

議会事務局次長 村 上 光

議事総務係長 太 田 智 広

書 記 安 藤 良

議事調査係長 岩 熊 一 昌

書 記 伊 藤 拓 也

書 記 今 住 武 史

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

都市建設部次長 中 村 洋 一

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大 輔

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 久 世 賢 治

行政経営部長 藤 中 道 男

都市施設整備推進室長 山 本 雅 之

市民協働部長 久 家 勝 行

市民環境部長 永 岡 秀 作

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 實 藤 和 也

都市建設部長 堀 江 勝 美

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 原 田 一 隆

公営競技事業所長 浅 川 亮 一

福 祉 部 次 長 石 松 美 久